平成２３年（フ）第２９１号
神戸市兵庫区湊町３丁目１番17号　ロイヤルハイツ兵庫Ⅱ202号、従前の住所石川県加賀市山代温泉幸町45番地
債務者　松岡　千秋
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９号
北海道日高郡新ひだか町静内柏台21番１号
債務者　有澤　由佳（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第３号
北海道余市郡余市町栄町414番地17、前住所北海道余市郡余市町栄町454番地25
債務者　鍋島　貴之
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第２５号
北海道小樽市銭函２丁目18番174号　銭函住宅１号棟、前住所北海道小樽市銭函３丁目23番地133
債務者　海道　光子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第３２号
北海道小樽市奥沢３丁目21番10号
債務者　奥山　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第４６号
北海道余市郡余市町黒川町５丁目34番地１ロイヤルハイツ黒川101号、前住所北海道小樽市塩谷１丁目11番237号　塩谷Ｃ住宅
債務者　新田美恵子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第２１３号
仙台市若林区中倉３丁目９番10号　やすらぎ苑仙台
債務者　相澤　久男
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２０号
宮城県伊具郡丸森町耕野字大高丸八番17番地
債務者　八島　幸治
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第２９号
茨城県坂東市生子2778番地１　生子ツクバハイツ111
債務者　蓮見　　孝
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３８号
茨城県結城市大字北南茂呂710番地１
債務者　大嶋　伸也
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３号
栃木県真岡市高勢町２丁目121番地１　高松住宅Ｂ号等
債務者　平野　　均
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２３年（フ）第４号
栃木県真岡市高勢町２丁目121番地１　高松住宅Ｂ号棟
債務者　平野　朱美
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２３年（フ）第１６５号
千葉市稲毛区小中台町677番地　パールハイツＡ205号
債務者　齊藤　仁士
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１７４号
千葉県船橋市丸山２丁目42番１棟209号
債務者　堀田　勝弘
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１８１号
千葉市若葉区千城台東２丁目22番10号　レジェンド千城101号
債務者　飯干　紀子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１９５号
千葉市中央区末広１丁目11番12―201号
債務者　芳賀　厚子（旧姓古渡）
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１９９号
千葉県船橋市三咲２丁目７番９号
債務者　磯野　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係